



PwCベトナムニュースブリーフ

新VAT（付加価値税）法

2026年2月





ご一読ください

2025年12月11日、国会は付加価値税法第48/2024号を改正する法律第149/2025号を可決しました。

併せて政府は法律149に関する指針を示す政令359/2025号を公布しました。これらの改正は2026年1月1日から施行され、VAT還付に関する既存の問題の解消、農業部門の支援、家計・個人事業者向け規定の更新を目的としています。

本ニュースブリーフでは、主な改正点とガイダンスを概説します。

詳細



01

VATの還付

法律149は、買い手がVAT還付の対象となるために、売り手が買い手に発行した請求書についてVATを申告・納付していることを要件とする規定を撤廃しました。

政令359は、この新規定が、税務当局が2026年1月1日以前に受理したVAT還付申請で、まだ還付決定が出ていないものにも適用されることを明確化しています。

02

家計・個人事業者に関する新ルール

- 法律149は、家計および個人事業者がVAT納税義務の対象となる年間売上高基準を、2億VNDから5億VNDへ引き上げました。
- みなし売上率に基づく税額計算方式の撤廃：会計基準を導入していない、または完全には準拠していない家計、個人の生産者、事業主について、みなし売上率を用いて税額を算定することを認めていた規定は撤廃されました。



詳細



03

農産品

- 栽培、林業、畜産、水産養殖・漁業に由来する製品で、未加工または簡易な一次加工のみが施され、飼料や薬用原料として使用されるものは、従来のVAT率5%の対象から、VAT免税または申告・納付不要に変更されます。
- これらの未加工または一次加工のみの製品を、他の企業や協同組合に販売する目的で購入する企業は、売上側のVATの申告・納付は不要ですが、控除可能な仕入VATの控除(請求)を行うことができます。政令359は、以下の各ケースを定めています。
 - これらの製品を企業に販売する(商業取引段階)場合: VATの申告・納付は不要。
 - これらの製品をその他(家計、個人事業者など)に販売する場合: VATを5%で申告・納付する必要があります。
 - 「直接方式」により課税される家計および個人事業者については、これらの製品の売上に対し1%のVATが課されます。



お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス :



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス :



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com



www.pwc.com/vn